

SX サーベイ LITE 利用規約

第1条（本規約の適用）

株式会社グローバルキャスト（以下「GC」といいます。）は、本利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき非上場企業非財務スコアサービス「SX サーベイ LITE（以下、「SX サーベイ」という）」を提供し、利用者は本規約に従って SX サーベイを利用するものとします。SX サーベイの利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

2. 本規約は、SX サーベイの提供条件および SX サーベイの利用に関する GC と利用者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、利用者と GC との間の SX サーベイの利用に関わる一切の關係に適用されます。

3. GC は本規約以外に、SX サーベイの利用条件について、Web サイト上での表示 (<https://lite.sxsurvey.net/>以下「オンライン表示」といいます。) その他 GC が適当と認める方法により定めることができるものとし、利用者は本規約と併せて当該利用条件を遵守するものとします。

4. 本規約の内容と、前項のオンライン表示の内容等が異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第2条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

(1) 「利用契約」とは、本規約を契約条件として GC と利用者間で締結される、SX サーベイ利用契約を意味します。

(2) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）を意味します。

(3) 「SX サーベイ」とは、GC の提供する非上場企業非財務スコアサービスを意味します。

(4) 「利用者」とは、GC と SX サーベイの利用契約を締結し、GC による非財務情報評価を受ける非上場企業を意味します。

(5) 「本サイト」とは、<https://lite.sxsurvey.net/>を意味します。

(6) 「情報ソース」とは、GC が非財務情報評価を実施するにあたり参照する情報の収集先を意味します。

(7) 「評価対象」とは、GC による非財務情報評価を受けた利用者を意味します。

(8) 「ヒアリングシート」とは、GC が利用者の非財務情報について情報処理・分析をし、数値化をするために、利用者に提出いただく書類（分析に必要な質問項目情報を含みます。）を意味します。

(9) 「スコアリング内容」とは、利用者が GC に提出したヒアリングシート内容を元に、スコアリングを行い、利用者に提示した内容を意味します。

(10) 「提供情報」とは、利用者が、GC へ提出した、スコアリングに必要な情報を意味します。

(11) 「端末機器」とは、利用者が SX サーベイの提供を受けるために利用する装置を意味します。

第3条（利用契約の成立）

利用者と GC との間の利用契約は、申込者からの SX サーベイの利用申込みについて、GC が審査を行い、GC が承諾したことをもって成立するものとします。

2. 申込者および利用者は、GC の審査により利用契約の成立に至らない場合があること、成立の有無にかかわらず審査の結果および理由は開示されないことを予め承諾するものとします。

3. 利用契約の期間は、利用契約が成立した日から起算して1年間とします。ただし、期間満了の30日前までに、利用者または GC のいずれからその相手方に対して書面による別段の意思表示がなされないときは、利用契約は、期間を1年間として同一の条件で自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

第4条 (SX サーベイの提供)

GC は、通信ネットワークを介して、利用者に対し、SX サーベイの各種コンテンツを提供します。

2. 利用者は、GC の指定するスコアリング内容の受領方式 (電子メールまたはインターネット) に従うものとします。
3. インターネット方式での利用の場合、利用者は、ユーザーID・パスワード認証 (以下「ID パスワード方式」といいます。) により SX サーベイにログインするものとします。

第5条 (利用料金)

利用者は、SX サーベイの利用の対価として、GC が別途定める利用料金を、GC の指定する方法で GC に支払います。

2. GC は、利用者の承諾なく、利用者に対して30日前までに通知を行うことによって、利用料金を改定することがあります。
3. 利用者は、前項の通知を受けたときは、通知のあった日より30日以内に、GC に対して書面で通知をすることにより、利用料金改定の効力発生日をもって、利用契約を解除することができます。
4. 利用者が利用料金の支払いを遅滞した場合、利用者は GC に対して、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第6条 (ユーザーID およびパスワード)

GC は、利用者が SX サーベイを利用するために必要なユーザーID とパスワードを利用者に通知します。

2. 利用者は、自己の責任において、ユーザーID およびパスワードを適切に管理および保管するものとし、これを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
3. 利用者のユーザーID を使用して SX サーベイ上でなされた一切の行為は、利用者が行ったか否かを問わず、利用者がその責任を負うものとします。
4. ユーザーID またはパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた他の利用者または GC の損害に関する責任は、当該利用者が負うものとします。

第7条 (端末機器と設備)

利用者は、GC 所定の動作環境を確認のうえ、利用者の費用と責任で、SX サーベイを利用するために必要な端末機器、通信機器、通信ネットワーク環境、その他の設備を利用者の事業所内に設置し、正常に稼動するように維持するものとします。

2. 利用者の端末機器、通信機器、通信ネットワーク環境、その他の設備における原因によって、利用者が SX サーベイを利用できないことについて、GC は一切の責任を負いません。

第8条 (情報ソースについて)

GC は、企業が自ら開示する各種報告書、レポート、HP 等の記載情報に加えて、株式市場情報、官公庁統計、地理情報、各種オンラインメディア等から適時、情報を抽出し、SX サーベイに利用します。また、GC は、必要に応じて、利用者に直接インタビューを実施し、情報を収集します。

2. GC は、原則として、取組予定や目標、取組概要等ではなく、取組等によって変化した、数値で表現できる結果情報を中心に収集します。なお、情報元の開示姿勢や情報ポリシーの変化、データ範囲の増減、市況や社会情勢等の変化に応じて、情報ソースの選定方針は、継続的に適時、刷新されます。

第9条（評価指標について）

評価指標は、IIRC、GRI、SASB および SDGCompass 等に準拠しつつ、日本企業に合わせて修正した14のテーマ、約1,100の指標群で構成されます。なお、これら評価体系の更新、変化、消滅、統合、また市況や社会情勢等の変化に応じて、指標およびその体系は継続的に適時、刷新されます。

第10条（評価手法について）

評価手法は以下のとおりです。

- （1）適切に設定された区域（同業種かつ同一テーマ）内における相対評価を実施
 - （2）チェックリスト式の簡易な加点/減点法ではなく、機械学習によるモデリングで、業種ごと、テーマごとに異なる重みを導出
 - （3）他業種との比較可能性を担保するため、業種毎の非財務特性を導出し、調整
2. 評価フローの詳細については、公益性やその他の要素に基づき、適時、適切な範囲で、適切な当事者に開示されます。なお、データサイエンスの発展、サステナビリティその他の知見の進歩等、また市況や社会情勢等の変化に応じて、評価手法は継続的に適時、刷新されます。

第11条（評価の公正中立性について）

GCは情報ソース等に基づき、評価対象を公正中立に評価します。GCと評価対象の間の経済的その他の利害関係の有無が、この評価に何らかの影響を与えることはありません。

第12条（スコアリング内容の随時変動について）

情報ソースや評価モデルの随時の刷新により、スコアは随時変動します。

第13条（スコアリング内容の最終処理について）

GCは、統計的事実を偏向しない範囲において、企業間の相対距離の最適化、小数点以下の表示調整等の処理を行います。

第14条（ヒアリングシートの利用範囲）

利用者は、ヒアリングシート情報を、利用者の内部利用（同一法人内の役員・従業員（利用者が個人事業主である場合には本人および当該事業に従事する従業員。以下併せて「従業者」といいます。）による利用を指します。）のためにのみ使用するものとします。

2. 利用者は、ヒアリングシート情報を利用者の内部利用の限度において以下の方法により使用することができます。

- （1）編集・加工
- （2）複製
- （3）自動公衆送信（オンライン利用。ただし、外部ネットワークからのアクセスが制限され、利用者の従業者のみ利用可能なネットワーク上での利用に限ります。）

3. 利用者は、前項の規定により編集・加工・複製された提供情報の派生物（以下「加工物」といいます。）について、著作権、ノウハウその他一切の知的財産権および本規約に基づくGCの権利がGCに留保されていることを承認するものとします。

4. 利用者は、ヒアリングシート情報（加工物を含みます。）について、その全部または一部を問わず、次に掲げる行為をしてはなりません。

- （1）第三者（利用者の子会社、関連会社を含みます。以下本項において同様とします。）に開示、漏洩し、

または使用させること。

- (2) 第三者に提供（有償、無償を問いません。）する商品、サービスのために使用すること。
- (3) 公序良俗に反する目的のために使用すること。
- (4) GC から入手したものであることを第三者に開示すること。

第15条（スコアリング内容の受領方法）

利用者は、スコアリング内容を、次の各号のうち GC が指定する方法によって受領するものとします。

- (1) 指定メールアドレス宛に送付する方法
- (2) 端末機器のディスプレイ上に表示する方法
- (3) 端末機器のプリンタにより印字する方法
- (4) 端末機器にデータを複製して保存する方法

第16条（提供情報・スコアリング内容取扱規定）

スコアリング内容は、GC が独自に収集した秘密または財産的価値のある情報を含んでおり、当該情報に対する一切の権利は GC に帰属するものとし、利用者からの許諾が得られた範囲で、有償無償を問わず第三者に開示できるものとします。

2. GC は、提供情報およびスコアリング内容について、利用者を特定できない内容に加工の上、公表等することがあり、利用者はこれに承諾するものとします。
3. 前項のほか、GC は、提供情報およびスコアリング内容について、利用者を特定できない内容に加工の上、GC の商品およびサービスの案内に利用することがあり、利用者はこれに承諾するものとします。
4. 利用者は、ヒアリングシート内容を利用者の内部資料としてのみ利用し、外部への資料持ち出しその他の手段により、ヒアリングシート内容を第三者に漏らすことは禁止します。
5. ヒアリングシート内容およびスコアリング内容の著作権は GC に帰属するものとします。ヒアリングシートの複製、貸与、翻訳その他 GC の著作権を侵害する行為は、利用者の内部資料としてヒアリングシートを複製、加工または翻訳することを除き一切禁止します。
6. 利用者が、本条第4項または第5項の定め違反して、ヒアリングシートの内容を第三者に漏えいしたため、GC に対する何らかの紛議が生じた場合、または利用者が GC の著作権を侵害した場合、これによって GC が損害を被ったときは、利用者は GC に対し、GC が被った損害を賠償するものとします。
7. GC は、ヒアリングシートおよびスコアリング内容の記載内容について損害賠償の責を負いません。

第17条（サービス内容の変更・提供の中止等）

GC は、利用者への事前の通知なく、SX サーベイのサービス内容の変更、提供の一部または全部について、停止、中止または終了することがあります。

2. 本サイトに含まれる仮説や結論は利用者によるものではなく、GC の分析および評価によるものです。また、本サイトの内容は、すべて作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

第18条（本規約の変更）

GC は、次の各号のいずれかに該当する場合、本規約の内容を変更することができるものとします。この場合、GC は、利用者に対し、変更後の本規約の内容および施行時期を、施行時期の30日前までに、利用者への通知、オンライン表示での掲示その他の適切な方法により周知します。

- (1) 本規約の改定が、利用者の一般の利益に適合するとき
- (2) 本規約の改定が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更内容の相当性その他改定に係る

事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 前項の場合によるほか、GC が、GC の判断により、本規約の内容を変更し、利用者が、前項に定める方法による変更の周知の後、利用者が、SX サーベイを利用した場合、利用者は、変更後の本規約のすべての記載事項について同意したものとみなします。

第19条（利用者に対する通知）

GC の利用者に対する通知は別途定めのない限り、オンライン表示、電子メールまたは書面の送付その他の GC が適当と認める方法により行います。

2. GC の利用者に対する通知は、以下の各時点において完了したものとみなします。

（1）オンライン表示の場合

当該通知の内容がオンライン上で閲覧可能となった時点

（2）電子メールの場合

利用者の申し出たメールアドレスに宛てて当該通知に係る電子メールを発信した時点

（3）書面の送付の場合

通知が利用者の管理下に到達した時点

第20条（変更の届出）

利用者は、GC への登録事項に変更が生じた場合は、GC 所定の方法により、GC に対し、速やかに変更内容を届け出るものとします。

2. 前項の届出を行わなかったことにより、利用者が不利益を被ったとしても、GC は、一切その責任を負いません。

第21条（GC の免責）

GC は、次の事由により利用者または第三者に生じた損害等について、一切の責任を負いません。

（1）火災、停電、天災、戦争、暴動、疫病、感染症等の不可抗力。

（2）通信ネットワークまたは利用者が契約するインターネットサービスプロバイダのサービス停止など GC の合理的な管理を超える原因および運用。

（3）保守上または技術上等の理由により発生する、SX サーベイおよびコンテンツの変更、中止、停止、一時停止または提供の遅滞。

（4）ディスプレイ上の表示またはプリンタによる印字または記憶装置への保存の不具合。

（5）利用者の電子証明書が第三者に利用されたこと。

（6）利用者の端末機器およびその他のソフトウェアに与えた何らかの影響。

2. GC は、SX サーベイおよびスコアリング内容の正確性、完全性または特定の目的についての適合性等を含め、いかなる保証するものではありません。また、SX サーベイおよびスコアリング内容の利用により利用者または第三者に損害が生じた場合であっても、利用料金の減額、損害賠償その他一切の責任を負いません。ただし、当該損害が GC の故意または重大な過失に基づくものである場合はこの限りではありません。

3. GC は、前項但書に定める損害賠償等の責任を、利用者がスコアリング内容を取得した後1年以内に当該損害の発生につき GC に通知した場合に限り負うものとします。また、理由のいかんを問わず、GC が負担すべき賠償責任の額は、当該スコアリング内容について利用者が GC に支払った利用料金の額を超えないものとします。

4. SX サーベイの利用に関連して利用者が第三者または GC に損害を与えた場合、もしくは利用者と第三者との間で紛争が生じた場合、利用者は自己の費用負担と責任においてかかる損害を賠償し、または紛争を解決す

るものとしします。

5. GC は、SX サーベイ上の情報の誤りや情報の使用等に起因して生じる結果に対して一切の責任を負いません。

6. 本サイトに掲載されている全ての情報は、掲載時点の情報であり、GC は、本サイトに掲載されている情報の完全性、正確性、時間の経過または情報の使用に起因して生じる結果について、一切の責任を負いません。また、GC は、本サイトに掲載されている情報について、いかなることも保証するものではありません。

7. 本サイトに掲載されている情報によって、利用者が、決定を下したり、行為を起こしたりしたことにより、利用者が損害を被ったとしても、GC は、一切の責任を負いません。

第22条（禁止事項）

SX サーベイの利用にあたり、利用者が次の行為を行うことは禁止します。

- (1) マニュアルを複製し、これを第三者に開示し、または利用させること。
- (2) 有害なコンピュータプログラムを送信または書き込むこと。
- (3) GC のデータベースに入力されている情報の改ざんを行うこと。
- (4) SX サーベイの運営を妨げる行為または GC の信用を毀損する行為。
- (5) SX サーベイについて、他の利用者または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為に利用すること。
- (6) SX サーベイについて、他の利用者または第三者を誹謗、中傷し、またはその名誉を毀損する行為に利用すること。
- (7) SX サーベイについて、他の利用者または第三者に不利益を与える行為に利用すること。
- (8) SX サーベイについて、GC が承認していない営業行為に利用すること。
- (9) SX サーベイを公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為に利用すること。
- (10) ヒアリングシートやスコアリング内容から、GC の非財務情報分析・数値化に関するノウハウ等を取得し、他サービスへの転用その他の GC を害する行為をすること。
- (11) 法令に違反する行為または違反するおそれのある行為。
- (12) 前各号の行為を試みる行為。
- (13) その他、GC が不適切と判断する行為。

第23条（解除）

GC は、利用者に次の各号に掲げる事由が一つでも生じたときは、利用契約を即時に解除することができるものとしします。

- (1) 支払の停止または破産、特別清算、会社更生もしくは民事再生等の申立を受け、または自ら申し立てたとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 財産について、仮差押え、仮処分または強制執行等の申立を受けたとき。
- (4) 公租公課の滞納処分がなされたとき。
- (5) 利用者またはその従業者が、反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員または暴力、威力および詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人をいう。以下同じ。）またはその関係者であることが判明したとき。
- (6) 利用者が合併、会社分割その他組織再編により GC の同業者その他 GC の利益を害するおそれのある者と経営統合し、またはそれらの者の支配下に入ったとき。

(7) 利用料金の不払いその他本規約の違反があったとき。

(8) GC に提供した申込事項の全部または一部につき、虚偽、誤記または記載漏れがあったとき。

(9) 過去に GC との契約に違反した者またはその関係者であると GC が判断したとき。

(10) 前条各号のいずれかに該当する行為をしたとき。

(11) 他の利用者による SX サーベいの利用に過大な負荷または重大な支障を及ぼす態様で SX サーベいを利用したとき。

(12) 利用者の故意の有無を問わず、不正アクセス、クラッキング、アタック行為等の何らかの不正な攻撃や不正中継が行われたとき。

(13) 相当期間にわたって利用者が GC に届け出た連絡先との連絡がとれないとき (GC が利用者宛に送付した郵便物が返送された場合を含みます。)

(14) その他 GC が、利用者について利用契約を継続しがたいと判断したとき。

2. 利用者は、GC に前項各号 (第 6 号以下を除きます。) の事由が一つでも生じた場合には、GC に対して書面で通知することによって、利用契約を解除することができます。

3. GC が、SX サーベいを提供するために必要な通信ネットワークまたは GC の指定する Uniform Resource Locator : (以下「URL」といいます。) を利用することができなくなる場合には、GC は、30 日前までに利用者に通知することによって、利用契約を解除することができます。

4. 本条第 1 項の規定により利用契約が解除されたときは、利用者は、何らの催告がなくても、GC に対して負担する全ての債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければなりません。なお、月の途中で利用契約が解除された場合でも、利用者は当該月の利用料金の支払を免れないものとします。

5. 利用契約が終了したときは、利用者は、SX サーベいに関してそれまでに提供を受けた情報のうち、印字され紙媒体で保存されているもの、および、利用者の端末機器または媒体にデータとして保存されているものについて、ただちにこれを廃棄または消去しなければならないものとします。

6. GC は、本条第 1 項の規定による利用契約の解除に代えて、利用者に対する SX サーベいの新規の提供を停止することができるものとします。なお、この場合でも、利用料金の算定上は、提供が継続しているものとみなします。

7. 前項による SX サーベいの提供停止後に第 1 項各号の事由が解消された場合でも、GC はその判断により、第 1 項の解除権を行使することができるものとします。

第 24 条 (損害賠償)

GC は、利用者が本規約の条項に違反し、それによって損害を被ったときは、利用者に対してその損害の賠償を請求することができます。

第 25 条 (個人情報の取扱)

GC は SX サーベいのサービス提供を行うために、利用者から提供された個人情報 (生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいい、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。以下、同様とします。) を別途定める「個人情報の取り扱いについて」に基づき適切に取り扱うものとします。

2. GC は、次に掲げる目的の範囲を超えて、利用者から提供される個人情報を利用しないものとします。

(1) 利用者の利用者登録、利用者確認、料金請求、サービスの停止・中止、利用契約解除の通知およびその他のサービスの提供に係ること。

(2) 利用者からの問い合わせへの対応に係ること。

(3) 利用者に電子メール、郵便、FAX その他各種の媒体により、GC の商品およびサービスに関する案内やアンケート調査の送付を行うこと。

(4) 個人を特定しない形での各種統計データの作成に係ること。

第26条 (知的財産権)

利用者は、SX サーベイに関して、GC が利用者に提供するヒアリングシート、マニュアル等の全ての媒体に含まれる著作権その他の知的財産権およびノウハウ等に係る全ての権利が、GC および GC にコンテンツを提供している提携先に留保されていることを承認するものとします。

第27条 (業務委託)

GC は、SX サーベイの提供に係る業務の全部または一部を、利用者の承諾を得ることなく第三者に委託することができるものとします。

第28条 (譲渡禁止)

利用者は、利用契約上の地位、権利または義務を第三者に譲渡し、移転し、または第三者の権利の目的としてはなりません。

2. GC は次の事由が生じた場合、当該利用者から速やかに通知があり、当該利用者との業務の同一性および継続性が認められたときに限り、利用者資格の継承を認めます。ただし、当該利用者が、利用者資格を承継を希望する法人とは独立して存在する場合、利用者資格の承継により元の利用者は利用者資格を喪失するものとします。

- (1) 会社の組織変更
- (2) 合併
- (3) 会社分割

第29条 (存続条項)

第14条、第21条、第22条、第23条、第24条および第26条に定める利用者または GC の義務は、利用契約が終了した後も存続するものとします。

第30条 (協議)

本規約に定めのない事項または本規約の条項の解釈についての疑義が生じた場合は、利用者と GC は協議のうえ円満に解決をはかるものとします。

第31条 (管轄裁判所)

利用者および GC は、SX サーベイの利用に関する争訟における第一審の専属的合意管轄裁判所を名古屋地方裁判所とすることに合意します。

第32条 (分離可能性)

本規約のいずれかの条項が、裁判所により違法、無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の他の条項はその有効性が保たれるものとし、本規約は、規定の内容を最大限実現できるように変更されます。

第33条 (権利不放弃)

本規約のある違反に対する権利を放棄したとしても、他の違反に対する権利をも放棄するものとはみなされま

せん。

いかなる権利放棄も、権利放棄を行う当事者の正式な代表者が署名または記名押印した書面によってのみ行うことができるものとします。

第34条（準拠法）

本規約は日本の法律を準拠法とします。